

公益財団法人堺市公園協会入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱

令和4年4月1日施行

目次

- 第1条（趣旨）
- 第2条（入札参加停止）
- 第3条（下請負人等及び共同企業体に係る入札参加停止）
- 第4条（入札参加停止期間の始期）
- 第5条（入札参加停止期間の特例等）
- 第6条（入札参加停止の承継）
- 第7条（入札参加停止等の通知）
- 第8条（随意契約の相手方の制限）
- 第9条（下請等の禁止）
- 第10条（契約保証の制限）
- 第11条（警告及び注意）
- 第12条（入札参加回避）
- 第13条（入札参加停止の公表）
- 第14条（報告）
- 第15条（委任）
- 附則 平成21年4月1日施行
- 附則 平成27年7月1日施行
- 附則 令和4年4月1日施行
- 別表（第2条関係）

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第3条の規定により入札参加資格を有すると理事長が認めた者（以下「有資格者」という。）に対する入札参加停止（一般競争入札にあつては入札に参加させない措置を、指名競争入札にあつては指名しない措置をいう。以下同じ。）等について必要な事項を定める。

（入札参加停止）

- 第2条 理事長は、有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該措置要件ごとに定める期間、入札参加停止を行うものとする。
- 2 理事長は、一般競争入札を実施する場合において、前項の規定により入札参加停止を受けている有資格者（以下「入札参加停止者」という。）について一般競争入札への参加を認めているときは、当該一般競争入札に参加させないものとする。
 - 3 理事長は、指名競争入札を実施する場合において、入札参加停止者を現に指名しているときは、当該入札参加停止者の指名を取り消すものとする。

- 4 理事長は、入札参加停止に係る期間（以下「入札参加停止期間」という。）の満了後、なお当該入札参加停止の事由となった事実が継続していると認める有資格者に対しては、再度入札参加停止を行うことができる。

（下請負人等及び共同企業体に係る入札参加停止）

- 第3条 理事長は、前条第1項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止の事由について責めを負うべき有資格者である下請負人及び再委託先（以下「下請負人等」という。）があるときは、当該下請負人等についても、入札参加停止を行うものとする。
- 2 理事長は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（当該入札参加停止の事由について、明らかに責めを負わないと認められる者を除く。）についても、入札参加停止を行うものとする。
- 3 理事長は、前条第1項又は第2項の規定による入札参加停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体についても、情状に応じて入札参加停止を行うことができる。

（入札参加停止期間の始期）

- 第4条 第2条第1項又は第4項の規定により入札参加停止を行う場合における入札参加停止の期間は、当該入札参加停止の事由となった事実を理事長が認定した日から起算するものとする。
- 2 第2条第1項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止の事由と同一の事由により第12条第1項又は第2項の規定により既に入札参加回避を行っているとき（同条第2項の規定により特定の入札について入札参加回避を行った場合を除く。）は、入札参加停止の始期は、前項の規定にかかわらず、当該入札参加回避を解除した日とする。ただし、当該入札参加停止の期間は、当該入札参加回避を決定した日から起算する。
- 3 入札参加停止者が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、その時点から重複して、当該措置要件ごとに定める期間入札参加停止を行うものとする。
- 4 第1項の規定は、前項の規定による入札参加停止について準用する。

（入札参加停止期間の特例等）

- 第5条 有資格者が、一の事案により別表に掲げる措置要件の2以上に該当するときは、措置要件ごとに定める期間のうち最も長いものをもって当該有資格者の入札参加停止期間とする。この場合において、入札参加停止期間に長期及び短期の定めのある措置要件に該当しているときは、適応させる入札参加停止期間を定めた上で他の措置要件に定める入札参加停止期間と比較するものとする。
- 2 有資格者が、入札参加停止期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、他の事案について別表に掲げる措置要件に該当することとなったとき、又は第2条第4項の規定により再度入札参加停止を行ったときは、別表及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に定める期間のそれぞれ2倍に相当する期間を入札参加停止期間とするものとする。ただし、その期間は、3年を超えないものとする。

- 3 理事長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、別表に規定する期間（前項の規定を適用して定めた期間を含む。次項において同じ。）の2分の1に相当する期間を当該有資格者に係る入札参加停止期間とすることができる。
- 4 理事長は、有資格者について極めて悪質な事由があるため、又は有資格者が極めて重大な結果を生じさせたため、別表に規定する期間を超える期間を定める必要があると認めるときは、同表に規定する期間の2倍に相当する期間を当該有資格者に係る入札参加停止期間とすることができる。ただし、その期間は、3年を超えないものとする。
- 5 理事長は、入札参加停止者に係る入札参加停止事由について、情状酌量すべき特別な事由が明らかとなったときは、入札参加停止期間を2分の1に、極めて悪質な事由があることが明らかとなったときは、入札参加停止期間を2倍に変更することができる。ただし、その期間は、3年を超えないものとする。
- 6 前項の規定により入札参加停止期間を2分の1に変更する場合において、既に当該変更後の期間を徒過しているときは、当該入札参加停止者に係る入札参加停止を解除するものとする。
- 7 理事長は、別表の第8項各号のいずれかに該当するとして入札参加停止を行う場合において、同号に該当することとなった有資格者から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の2第6項又は第10項から第12項までのいずれかに該当する旨の申出を受け、これを確認したときは、同号に規定する期間の2分の1に相当する期間を当該有資格者に係る入札参加停止期間とすることができる。
- 8 理事長は、別表の第8項各号のいずれかに該当するとして既に入札参加停止を受けている有資格者から、独占禁止法第7条の2第6項又は第10項から第12項までのいずれかに該当する旨の申出を受け、これを確認したときは、同号に規定する入札参加停止期間を2分の1に変更することができる。第6項の規定は、この場合について準用する。
- 9 第3項、第5項、第7項又は前項の規定により入札参加停止期間を定め、又は変更する場合において、当該入札参加停止期間に1月未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
- 10 理事長は、入札参加停止者が入札参加停止事由について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該入札参加停止者に係る入札参加停止を解除するものとする。

（入札参加停止の承継）

第6条 理事長は、入札参加停止者から合併等により営業を実質的に承継したと認められる有資格者があるときは、当該営業を承継した有資格者に対して引き続き入札参加停止を行うものとする。

（入札参加停止等の通知）

第7条 理事長は、第2条第1項若しくは第4項、第3条若しくは前条の規定により入札参加停止を行い、第5条第5項若しくは第8項前段の規定により入札参加停止期間を変更し、又は同条第6項（第8項後段において準用する場合を含む。）若しくは第10項の規定によ

- り入札参加停止を解除したときは、当該有資格者に対しその旨を通知するものとする。
- 2 事務局長は、入札参加停止、入札参加停止期間の変更又は入札参加停止の解除があったときは、必要と認める課長等にその旨を通知するものとする。
 - 3 理事長は、入札参加停止を行った場合において必要と認めるときは、当該入札参加停止者から改善措置の報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第 8 条 理事長は、入札参加停止者を本協会の随意契約の相手方としないものとする。ただし、理事長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第 9 条 入札参加停止者は、入札参加停止を受けている期間は、協会が発注する契約の全部又は一部について下請をし、又は再委託を受けることができない。ただし、当該入札参加停止者が入札参加停止前に下請をし、又は再委託を受けている場合は、この限りでない。

(契約保証の制限)

第 10 条 理事長は、本協会が当事者となる契約について入札参加停止者がその保証人となることを承認しないものとする。ただし、当該入札参加停止者が入札参加停止前に契約保証人となっている場合は、この限りでない。

(警告及び注意)

第 11 条 理事長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(入札参加回避)

- 第 12 条 理事長は、有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかとなったと認められる場合において、なお入札参加停止を行うことができない特別の事情があるときは、第 2 条第 1 項の規定により入札参加停止を行うまでの間、当該有資格者に対する入札参加回避を行うことができる。
- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかとなったと認められる場合において、なお入札参加停止を行うことができない特別の事情があり、かつ、必要があると認めるときは、あらかじめ期間を定めて又は特定の入札について指名回避を行うことができる。この場合において、指名回避の期間を定めるときは、別表に掲げる措置要件ごとに定める期間（第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により定めた期間を含む。）を超えないものとする。
 - 3 理事長は、有資格者が経営不振に陥ったときは、経営が再建されたと認められる日まで指名回避を行うものとする。
 - 4 前 3 項の規定による入札参加回避は、当該入札参加回避の事由となった事実を理事長が認定した日から起算するものとする。

- 5 理事長は、第1項又は第2項の規定により入札参加回避を行った有資格者（第2項の規定により特定の入札について入札参加回避を行ったものを除く。）に対し第2条第1項の規定により入札参加停止を行うときは、当該入札参加回避を解除するものとする。
- 6 理事長は、第1項若しくは第2項の規定により入札参加回避を行った有資格者が入札参加回避事由について責めを負わないことが明らかとなったと認めるとき、第1項の規定による入札参加回避の期間が別表に掲げる措置要件ごとに定める期間を徒過したとき、又は第3項の規定により入札参加回避を行った有資格者の経営が再建されたと認められるときは、当該入札参加回避を解除するものとする。
- 7 第2条第2項から第4項まで、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条並びに第10条の規定は、第1項から第3項までの規定により入札参加回避を行う場合について準用する。ただし、第2項の規定により特定の入札について入札参加回避を行う場合は、第2条第2項及び第3項、第8条及び第10条の規定は準用しない。

（入札参加停止の公表）

- 第13条 理事長は、第2条第1項及び第4項の規定による入札参加停止を行ったときは、当該入札参加停止に係る有資格者の商号又は名称、所在地、代表者の氏名（共同企業体にあつては、構成員の商号又は名称、所在地及び代表者の氏名）、入札参加停止事由及び入札参加停止期間を公表するものとする。ただし、当該入札参加停止に係る有資格者が共同企業体である場合で、その構成員に当該入札参加停止について直接責めを負わないと認められる者があるときは、当該共同企業体に関する事項について公表しないことができる。
- 2 前項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

（報告）

- 第14条 有資格者は、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する事由が発生した場合は、速やかにその旨を書面により理事長に報告しなければならない。

（委任）

- 第15条 この要綱の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

措 置 要 件	期間
<p>1 虚偽記載</p> <p>次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 本協会が発注する契約（以下「本協会契約」という。）に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約において、次のいずれかの書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に故意又は過失による虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 入札参加資格審査申請書、技術者確認資料その他契約前に提出すべき書類（第13項第3号アに該当する場合を除く。）</p> <p>イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第1項の施工体制台帳その他契約に係る書類</p> <p>(2) 規則第5条の入札参加資格審査の申請に係る申請書その他添付書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に、故意又は過失による虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき（当該事案の判明により、入札参加資格を喪失する場合を除く。）。</p>	<p>6月</p> <p>6月</p> <p>6月</p>
<p>2 過失による粗雑履行</p> <p>契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 当該事案が本協会契約に係るものであるとき（瑕疵が軽微であるものを除く。）。</p> <p>(2) 当該事案が本協会契約以外の契約（以下「一般契約」という。）に係るもので瑕疵が重大であるとき。</p>	<p>3月</p> <p>2月</p>
<p>3 履行成績不良</p> <p>本協会契約の履行成績が不良と判定されたとき。</p>	<p>6月</p>
<p>4 契約違反</p> <p>本協会契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する契約違反があったとき。</p> <p>(1) 契約の履行遅滞により損害金を請求されたとき。</p> <p>(2) 契約に基づく措置請求に従わなかったとき。</p> <p>(3) その他契約条項に違反したとき（違反が軽微であるものを除く。）。</p>	<p>12月</p> <p>6月</p> <p>3月</p>
<p>5 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故</p> <p>契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより公衆損害事故を生じさせた場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 当該事案が本協会契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>ア 公衆に死亡者を生じさせたとき。</p> <p>イ 公衆に重大な損害を与えたとき。</p> <p>ウ 公衆に負傷者（負傷の程度が軽微であるものを除く。以下同じ。）を生じさせたとき。</p>	<p>6月</p> <p>6月</p> <p>4月</p>

(2) 当該事案が大阪府内の区域内を履行場所とする一般契約（以下「大阪府内における一般契約」という。）に係るものであって、前号のア又はイのいずれかに該当したとき。	2月
6 安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故	
契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより履行関係者に事故を生じさせた場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。	
(1) 当該事案が本協会契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。	
ア 履行関係者に死亡者を生じさせたとき。	3月
イ 履行関係者に負傷者を生じさせたとき。	2月
(2) 当該事案が大阪府内における一般契約に係るものであって、履行関係者に多数の死傷者を生じさせたとき。	1月
7 贈賄	
刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄の容疑により逮捕（逮捕を経ない送検又は公訴の提起を含む。以下同じ。）された場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。	
(1) 当該事案が本協会の職員（役員を含む。以下同じ。）に対して行われたものであって、逮捕された者が有資格者である個人又は有資格者である法人の役員（以下これらを「役員等」という。）若しくは有資格者の使用人（以下「使用人」という。）であるとき。	24月
(2) 当該事案が本協会以外の他の公共機関の職員に対して行われたものであって、逮捕された者が役員等であるとき。	12月
(3) 当該事案が本協会以外の他の公共機関の職員に対して行われたものであって、逮捕された者が使用人であるとき。	6月
8 独占禁止法違反行為	
独占禁止法に違反した場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。	
(1) 当該事案が本協会契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。	
ア 公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。	24月
イ 役員等又は使用人が逮捕されたとき。	24月
ウ 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	12月
エ 公正取引委員会が独占禁止法違反行為を認定し、公表したとき。	6月
(2) 当該事案が一般契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。	
ア 公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。	12月
イ 役員等又は使用人が逮捕されたとき。	12月
ウ 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	6月
エ 公正取引委員会が独占禁止法違反行為を認定し、公表したとき。	3月

9 談合等

次の各号のいずれかに該当したとき。

- | | |
|--|------------|
| (1) 刑法第 96 条の 3 第 1 項に規定する偽計入札又は同条第 2 項の規定による談合の容疑により逮捕された場合で、次のいずれかに該当したとき。 | |
| ア 当該事案が本協会契約に係るものであって、逮捕された者が役員等又は使用人であるとき。 | 24 月 |
| イ 当該事案が一般契約に係るものであって、逮捕された者が役員等であるとき。 | 12 月 |
| ウ 当該事案が一般契約に係るものであって、逮捕された者が使用人であるとき。 | 6 月 |
| (2) 当該事案が本協会契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。 | |
| ア 入札に関し不正な行為を行ったと認められるとき。 | |
| イ 入札に関し不正な行為を行ったおそれが非常に強いと認められるとき。 | 6 月
3 月 |

10 あっせん利得処罰法違反行為

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に違反し、逮捕された場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。

- | | |
|---|------|
| (1) 当該事案が本協会契約に係るものであって、逮捕された者が役員等又は使用人であるとき。 | 24 月 |
| (2) 当該事案が一般契約に係るものであって、逮捕された者が役員等であるとき。 | 12 月 |
| (3) 当該事案が一般契約に係るものであって、逮捕された者が使用人であるとき。 | 6 月 |

11 建設業法違反行為

建設業法に違反した場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 役員等又は使用人が逮捕されたとき。 | 6 月 |
| (2) 建設業法の規定により指示処分又は営業停止処分を受けたとき。 | 3 月 |

12 暴力行為等

次の各号のいずれかに該当したとき。

- | | |
|--|------|
| (1) 役員等又は使用人が暴力行為等により逮捕された場合で、次のいずれかに該当したとき。 | |
| ア 当該事案が本協会の職員に対して行われたものであるとき。 | 24 月 |
| イ 当該事案が本協会以外の他の公共機関の職員に対して行われたものであるとき。 | 12 月 |
| (2) 役員等又は使用人が本協会の職員に対し暴力行為等を行い、その事実を本協会が認知したとき（第 1 号アに該当するものを除く。）。 | 12 月 |

(3) 役員等又は使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく、暴力的要求行為の中止命令を受けたとき。	12月
13 不正又は不誠実な行為	
前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をした場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。	
(1) 本協会契約に関し落札したにもかかわらず、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。	12月
(2) 本協会契約に係る一般競争入札において入札参加資格に係る審査事項の確認に必要な書類を正当な理由なく本協会が定める期日までに提出しなかったとき。	6月
(3) 本協会契約に係る一般競争入札における現場代理人（工事に関する設計、測量等に係る委託業務を除く。以下同じ。）又は技術者（以下「現場代理人等」という。）の配置に関し、次のいずれかに該当したとき。	
ア 申請した現場代理人等を正当な理由なしに配置しなかったとき。	6月
イ 一度専任配置した現場代理人等を正当な理由なしに変更したとき。	6月
(4) 本協会契約に関し、下請代金の支払遅延等があり、下請等の関係が不適切であると認められたとき。	3月
(5) 本協会の区域内に有する営業所が営業所として不適格と認められたとき、又は営業所として不適切と認められた場合において改善の指示を受けたにもかかわらず、改善措置を講じないとき。	6月
(6) 業務に関する法令（建設業法を除く。）に違反した場合で、次のいずれかに該当したとき。	
ア 役員等又は使用人が逮捕されたとき。	6月
イ 監督官庁から処分等を受け、又は法令等に基づき商号等を公表されたとき。	3月
(7) 前各号に定めるもののほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月から24月までの間において理事長が定める期間
14 前各項に定めるもののほか、役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪容疑により逮捕された場合で、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2月から9月までの間において理事長が定める期間